

橋北ポンプ場No.6 雨水ポンプ設備更新工事

特記仕様書

令和元年度

四日市市上下水道局

第1章 総 則

第1節 共通事項

1. 本工事は、本特記仕様書等に基づき受注者の責任施工とし、現場を実測のうえ、工事に必要な承諾図を提出し、発注者の承諾を得た後、工事施行に着手するものとする。また、特許権や実用新案権等の知的財産権を十分理解し、関係法令を順守するとともに、それらの権利使用等に関しては事前の調査を行い、受注者の責任において対応すること。
2. 施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書に準ずることとする。仕様書等の優先順位は下記のとおりとする。
 - (1) 打合せ等により決定した事項
 - (2) 特記仕様書
 - (3) 日本下水道事業団発行図書
3. 受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を発注者に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が 5 百万円以上の工事について、工事実績情報システム (CORINS) に基づき、工事実績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。

受注時は、契約後 10 日以内とする。

完成時は、工事完成後 10 日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から 10 日以内とする。
5. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
6. 隣接工事または関連工事がある場合は、その工事の請負施工者等と相互に協力し、施工すること。
7. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は発注者の指示に従うものとする。
8. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
9. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
10. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行

うものとする。

- 1 1. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
- 1 2. 工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者へ報告のうえ実施しなければならない。
- 1 3. 受注者は、工事請負代金額 5 百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に入りし、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後 1 カ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の 0.5/1000 以上とする。なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書（他の退職金制度に加入していることの証明ができるものを添付）を提出し発注者の了解をもって共済証紙の購入を不要とすることができる。
- 1 4. 受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む）等に必要に応じて付さなければならぬ。工事着手時から工期末に 14 日以上加えた期間とする。
- 1 5. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
- 1 6. 受注者は、施設敷地内へ現場事務所等を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。
- 1 7. 現場代理人、監理技術者、専任の主任技術者は腕章等を着用し、他者からも容易に区別できるようにすること。

第2節 特記事項

1. 受注者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、発注者の承諾を得るものとする。
 - ・既存施設及び機器の状況を把握すること。
 - ・既存設備の更新であるため、既存施設及び設備との整合性や制御方法について十分に注意すること。
 - ・引き渡し後に受注者の故意又は重大な過失により瑕疵が発生した場合は、受注者は自らの負担で対応しなければならない。
2. 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。

3. 本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。
4. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は発注者に確認し、指示を受けなければならない。
5. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。
6. その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第3節 提出書類

1. 承諾申請図書 2部
2. 工事写真 1部

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出すること。

3. 工事打合せ簿 1部

発注者と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名

打合日時・場所

受注者名

打合せ内容

4. 完成図書

(1) 内容

工事概要

一般図（全体平面図）

機器図（支給品の機器を含む）

工事施工図

工事写真（修繕の場合）

検査試験成績書

取扱説明書

設計計算書（必要な場合）

官公署等への届出（写し）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名
工事場所
工事年度
受注者名（商号または名称のみとする）

(2) 作成要領

A4 黒厚表紙（折込）（金文字） 2部
A4 縮小版 2部

電子ファイル（CD等） 2部 厚さ10mm程度のケースに入れ完成図書に綴じこむこと。
(A4判製本・電子ファイルの内容については発注者の指示による。また、部数については打合せにより決定したものを最優先とする。) ただし、完成検査時は、パイプ式ファイル等で作成してもよい。また、完成図書・電子ファイル（CD等）については、認定後につきましてもよい。

第4節 工場検査等

発注者が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて発注者立ち会いにより工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。発注者による立ち会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

（特に発注者が指示した場合は省略することができる。）

第5節 試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、発注者が承諾したものは、後日可能になったときにを行うものとする。

試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水、薬品等は、事前協議のうえ、本市設備からの供給としてもよい。

第6節 隨時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第8条第6項の規定により本市の検査室長が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第7節 環境配慮事項

1. 本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
2. 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。
3. 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
4. 工事用重機・車輛の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
5. 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。
6. 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。
7. コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。
8. 提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。

第8節 個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第9節 本工事の工期について

本工事は、令和元年度、令和2年度の債務負担行為である。令和元年度の施工内容として、全ての機器の製作を行うよう努めるものとする。

※本建設工事の種類は、機械器具設置工事である。

【 注意事項 】

下記の事項を遵守して頂きます。

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）（1）（2）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

[別紙] 個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に關し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものも含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたとき

は、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

第2章 一般仕様

第1節 工事目的

本工事は、橋北ポンプ場 No. 6 雨水ポンプ設備とそれに付随する配管類等を改築更新するものである。

第2節 構造概要

本工事で設置する機器の構造は、次章に記載するとおりとする。

第3節 総則

本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書及び参考図等により施工する。

なお、本仕様書に記載されない仕様等については、日本下水道事業団「機械設備工事一般仕様書（最新版）」および「電気設備工事一般仕様書（最新版）」によるものとする。なお、打合せ等によって決定した事項が最優先するものとする。

第4節 工事概要

本工事は、橋北ポンプ場No. 6雨水ポンプ設備における各機器の製作据付、基礎工事等を行い、それに付随する配管類等を改築更新するものである。詳細は、本特記仕様書及び参考図等によるものとする。

今回、対象設備は、施工期間中は運用できない状況となるため、ポンプ場維持管理者と協議の上、施工方法を決定すること。

工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付工事等を行うものとする。

第5節 共通事項

1. 一般事項

規格、基準等の主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本工業規格（J I S）
- (3) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (5) 日本水道協会規格（J WWA）
- (6) その他関連法令、条例及び規格、及び事業団発刊基準類

第3章 機器仕様

3-1 No. 6 雨水ポンプ

1. 使用目的

本ポンプはスクリーンを通過し砂等を除去した、雨水を排水するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	立軸斜流ポンプ(II型)	先行待機型
(2) ポンプ口径	Φ1,200mm	
(3) 吐 出 量	255m ³ /min	
(4) 全 揚 程	8.0m	
(5) ポンプ効率	78.5%以上	
(6) 原動機出力	520kW	
(7) 回 転 数	387min ⁻¹	
(8) コラム長さ	約5.4m	仕上り床面から吸込口まで
(9) 設 置 方 式	半床式	
(10) 台 数	1台	

3. 構造概要

- (1) 本ポンプは、合流式下水道における雨天時排水用で、全速全水位先行待機形とし、連続運転に耐える堅ろうな構造とすること。
- (2) 全速先行待機運転における振動及び応力の過渡的変動、増加を考慮して主要部品(羽根車、主軸等)は適切なる強度を有すること。

4. 製作条件

- (1) 流入水は、スクリーンを通過し、砂等を除去した雨水とする。
- (2) ポンプ運転は、吐出弁全開のままで気中を含め、吸込水位に関係なく連続運転が可能であること。
- (3) 機器の動荷重は既設動荷重324kN以内とすること。

5. 各部の構造

5. 1 駆動装置

- (1) ポンプ動力伝達装置(歯車減速装置)及び駆動用原動機については、No. 6 雨水ポンプ用減速機、No. 6 雨水ポンプ用原動機によること。
- (2) 動力伝達軸系に設ける軸継手の構造については、本設備に最も適合したもので振動、偏心、捩れに十分耐え、かつ減速機への伝播を緩衝する構造とする。なお、ポンプと減速機の据付位置が離れている場合は連結軸を用いること、連結軸は回転速度、トルクを十分考慮した安全なものでなければならない。

- (3) 連結軸及び軸継手には安全用カバー又は安全柵等を付けること。カバーは給油に便なる構造とし、内部の状態を確認できて取外し容易な構造とすること。

5.2 本體

(1) 軸受

- 1) 水中軸受部品には、雨水等の侵入その他により、支障が生じない構造とすること。
- 2) 水中軸受は、長時間の連続運転に耐えるものとすること。
- 3) 回転部重量及び羽根車に生じたスラストは、ポンプ上部に設けたスラスト軸受ケース内に、強固に取り付けられた軸受にて支持することを原則とする。
軸受は、長時間の連続運転に耐え、円滑なる自己潤滑ができる構造とする。

(2) 空気管

無負荷、負荷運転等を連続的に行うため、空気を羽根車入口に導くための空気管等を具備すること。

(3) ケーシング

- 1) ケーシングは、内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに腐食・摩耗を考慮した良質の鋳鉄製品とする。
- 2) 吊下げ管は、分解、組立に便利なように適当に分割し、フランジ接続とすること。
また、吐出しケーシングと一体のフランジを設け、円形のフランジ形固定ベースに取付ける構造とすること。
- 3) ケーシングと羽根車との摺動部に、摩耗の際、簡単に取替えられる構造のライナをケーシング側に取付けること。
- 4) グランド部及び必要により設けられる各部軸受部の点検に便利なように梯子、並びに点検台を必要により設けること。
- 5) ポンプの吐出側には、ルーズフランジが別途取付く構造とすること。

(4) 羽根車

羽根車は、良質強靭なる製品とし、固体物の混入に対し、堅ろうであること。

羽根車の形式は、オープン形として極力羽根数を少なくし、平衡を十分とるとともに羽根車の表面を滑らかに仕上げること。

(5) 主軸

- 1) 主軸は、伝達トルク及び捩り振動に対しても十分な強度を有すること。
- 2) 軸封部及び水中軸受部は、耐摩耗性を有する十分な厚さの軸スリーブを装着し、摩耗、腐食した時はその部分のみ容易に取り替えられる構造とすること。
- 3) 軸継手は分解、組立が容易であり、十分釣り合いのとれたものとし、適切な軸継手を使用すること。

(6) ポンプのグランド

- 軸封装置の形式は次のとおりとする。

取扱い液	水中軸受	軸封装置
合流雨水	セラミックス又は樹脂	無注水シール

- グランド部、その他排水部は全て太いドレンパイプを取付け、最寄りの側溝まで配管する。

(7) 架台

減速機架台は、鋼板、形鋼製品とし、ポンプ室床面に設けて減速機及び連結軸の質量を支持すること。

(8) フランジ

ポンプ本体の吐出側のフランジ寸法は、JIS B 2062 (7.5k) に準ずること。

6. 使用材料

使用材料は次による。

部品名	材質
吐出ケーシング	FC250
吐出ボウル	FC250
吊下げ管	FC250
吸込ベルマウス	FC250
羽根車	SCS13
ライナ	SUS304 又は SCS13
主軸	SUS304
スリーブ	SUS304 又は SCS13
中間軸	炭素鋼
水中軸受部スリーブ	超硬合金又は樹脂

7. 保護装置

その他の保護装置

中間軸・原動機架台の周辺の危険個所には安全対策を考慮するとともに点検等に便利な構造とする。

8. 試験、検査

本ポンプの検査は、機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとし、製作工場にて組立完了後 JIS B 8301 に準拠した性能試験を行う。

吐出量、揚程については、JIS B 8301 判定基準による能力とする。なお、本仕様書で指示するポンプ効率は、規定回転数・規定全揚程における表示であり、これを下回ってはならない。

9. 据付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行う。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、一部はつり工及び孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

集合端子箱又は各機器の端子箱を設け、二次側の配線と共に本工事とする。また、電動弁に端子台がない場合には、機械側で端子箱を設ける。なお、それ以降の配線接続は電気設備工事とする。

11. 標準付属品（1台につき）

(1) 連結軸及び軸継手	1組
(2) 減速機架台	1式
(3) 基礎ボルト・ナット	1式
(4) 軸継手ガード	1式
(5) 連成計（隔膜式）	1個
(6) 自動空気抜弁（必要な場合）	1個
(7) ポンプ廻り小配管	1式
(8) 軸受温度計（指示、接点付）	1個（スラスト部、荷重200KN以上）
(9) 点検用架台	1式

12. その他付属品

(1) 軸封装置用摺動材（必要な場合）	1組
(2) 軸スリーブ	1台分
(3) 特殊工具	1式
(4) その他必要なもの	1式

3-2 No. 6 雨水ポンプ用減速機

1. 使用目的

本機は、No. 6 雨水ポンプ用原動機の回転数を歯車の組合せで主ポンプの回転数まで減速するとともに、原動機の水平軸をポンプの垂直軸に連絡して、動力を伝達するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	直交軸傘歯車減速機（1段）	油圧クラッチ内蔵
(2) 電動機出力	1.5kW（参考）	起動用潤滑油ポンプ
(3) 減 速 比	1 : 3.9（参考）	
(4) 原動機回転数	1,500min ⁻¹ （参考）	
(5) ポンプ回転数	387min ⁻¹	
(6) 潤滑及び冷却方式	強制潤滑給油方式 空冷式	
(7) 台 数	1台	

3. 構造概要

傘歯車減速機は、No. 6 雨水ポンプ用原動機の回転速度を、歯車の組合せでポンプの回転速度に減速するとともに、原動機の水平軸をポンプの垂直軸に連結して動力を伝達するもので、振動や騒音が少なく円滑に運転できる構造とする。

また、傘歯車減速機のクラッチ機構は、油圧クラッチとし、その油圧クラッチの嵌合時間を5秒以上とする。

4. 製作条件

- (1) 使用状態、据付条件等を十分考慮し、歯車の製作は日本工業規格(JIS)に基づくこと。
- (2) 機器の動荷重は既設動荷重30kN以内とすること。

5. 各部構造

(1) ケーシング

ケーシングは、全閉で油留めを兼ねるものとし、外部への油漏れのない構造で、内部点検用の透明板を取り付け、分解が簡単な構造であること。

(2) 歯 車

歯車は、使用状態に適合する良質な材料を使用し、歯面には精密な加工(JIS B 1701、JIS B 1704)を施して強度的にも十分で、騒音の少ない連續運転が行えるものとする。

(3) 軸及び軸受

軸は、負荷の変動などを十分に考慮する。また軸受はころがり軸受もしくはす

べり軸受を使用して円滑なる潤滑ができる構造とする。

(4) 潤滑方式

歯車及び軸受に対する潤滑油の供給は、強制潤滑給油方式とする。

(5) 冷却方式

油冷却方式は空冷式とし、機付ファン冷却方式（搭載ラジエータ冷却）によるものとする。

6. 使用材料

ケーシング	鋳鉄又は鋼板製
歯 車	特殊鋼
ピニオン	特殊鋼
軸	炭素鋼

なお歯車には必要に応じて、高周波焼入又は浸炭焼入の表面処理を行う。

7. 保護装置

(1) 機械的保護装置

ディーゼル機関と減速機の間に可とう継手を設ける。

(2) 電気的保護装置

操作条件として故障、警報を出す。

8. 運転概要

起動条件を満足して起動指令を受けて、起動用潤滑ポンプを起動した後、内燃機関を起動し、動力を伝達する。

9. 試験、検査

歯車減速装置は、機械設備工事一般仕様書に基づいて行なう。

10. 据 付

据付にあたっては、水準器等によって水平を調べ、完全に水平及び軸芯調整を行う。

その他については機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとする。

11. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、一部はつり工及び孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

電気設備工事との区分は機器の据付まで本工事とし、電気設備との取合いは機器の端子渡しとし、それ以降の配線接続は電気設備工事とする。

12. 標準付属品（1台につき）

(1) 起動用潤滑油ポンプ	1台
(2) 内蔵潤滑油ポンプ	1台

(3) ウイングポンプ	1 台
(4) ファン付きラジエータ装置	1 式
(5) ストレーナ	1 式
(6) 温度計	1 式
(7) 油面計	1 式
(8) 圧力計	1 式
(9) 潤滑油温度継電器	1 個
(10) 圧力開閉器又は油流継電器	1 個
(11) 特殊工具	1 式
(12) その他必要なもの	1 式

3-3 No. 6 雨水ポンプ用原動機

1. 使用目的

本原動機は、No. 6 雨水ポンプを駆動するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	ディーゼル機関	防振装置無
(2) 定 格 出 力	520kW	
(3) 定格回転数	1,500min ⁻¹ (参考)	
(4) 使 用 燃 料	A重油	
(5) 燃 料 消 費 率	0.25kg/kW·h 以下	100%負荷
(6) 冷 却 方 式	別置ラジエータ方式	
(7) 台 数	1台	

3. 構造概要

本原動機は、No. 6 雨水ポンプを駆動するディーゼル機関であり、起動が容易で取扱いが簡便であること、またポンプへの動力伝達が容易に行われ、ポンプの運転が円滑にできなければならない。

4. 製作条件

ディーゼル機関の製作は、日本工業規格(JIS)、日本電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業会基準規格(JEM)、及び発電用火力設備に関する技術基準、消防関係法規、公害防止法令、国土交通省大臣官房庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書等の規格に基づくこと。

機器の定格、性能を規定する標準的な使用条件は、「揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説・設計指針(案)同解説」に準拠し、室内周囲温度 5~40°C、周囲湿度 40~85% RH、大気圧 920hPa 以上とする。

なお、過給機は、排気タービン式で、無過給を 0 とした場合、過給率 180% 以下とする。また、ディーゼル機関は寒冷地においても起動が容易であるものとし、4 サイクルとする。過負荷出力は 110% 1 時間、速度変動率は整定 5% 以下とする。

また、既設機器のウェット重量 7t を上回らない機器を選定すること。

5. 各部構造

5.1 本 体

(1) シリンダ及びシリンダヘッド

シリンダは、良質の鋳鉄製であって、クランクケースと分離型とし、ライナを挿入する構造でライナは、耐摩耗性の特殊鋳鉄とする。また、シリンダヘッドは、十分な強度を有する鋳鉄製又はマグネシウム・アルミニウム合金鋳物製とする。

(2) 潤滑油溜及び主軸受

台板又はオイルパンの底部は、潤滑油溜とする。主軸受はケルメットメタル（ケルメットメタルを鋳込んだ鋼を含む）もしくはアルミ合金とする。

(3) 連接棒及びクランク軸

連接棒及びクランク軸は、ともに十分な強度を有する鋼材を鍛造したもの又は特殊鋳鉄製とする。

(4) ピストン

ピストンには、ピストンリング及びオイルリングを備え、高温、高圧並びに側圧に対して十分な強度、耐久性及び耐摩耗性を有するものとする。

(5) 燃料噴射装置

燃料ポンプは、各気筒又は一体形とし、プランジャーにより燃料噴射量を調整する機構とする。

(6) 調速装置

ガバナは電子式とし、銳敏確実なもので負荷の変動に応じ、自動的に燃料ポンプに作動して燃料の噴射量を調節する機構とする。

(7) 潤滑油装置

潤滑油ポンプによる強制潤滑方式とする。

(8) 冷却装置

別置ラジエータ方式による強制冷却方式とする。

5.2 起動装置

原動機起動装置は、空気起動式とする。

5.3 動力伝達装置

原動機と減速機又はポンプとの連結は、フレキシブル継手、油圧クラッチで連結する。

6. 使用材料

(1) 各機器は、良質で容易に入手できる材料で構成し、十分耐久性にとみ堅固な取付けができるものとする。また使用される部品、材料は関係規格に適合するもの、またこれに準ずるものとする。

(2) 金属材料の主なものは、JIS 規格、規格のないものは、市場優良品で一般に認められたものを使用すること。

7. 保護装置

(1) 機械的保護装置

回転部分はカバー等を取付け、容易に触れられない構造とする。

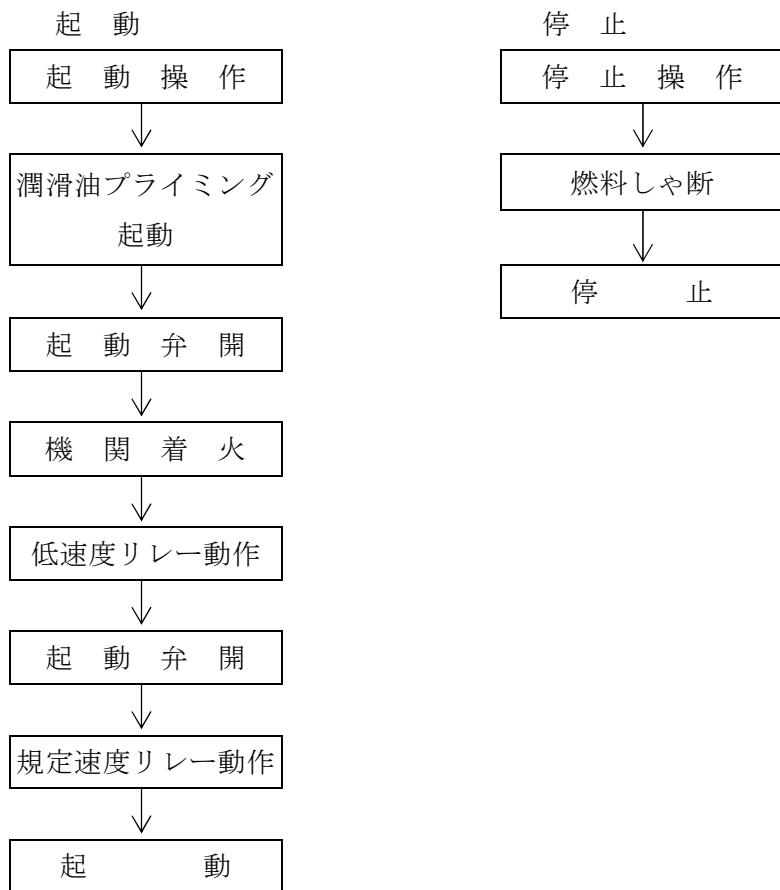
(2) 電気的保護装置

運転操作条件として考慮するものとし、その他別途電気設備により安全対策を行うものとする。

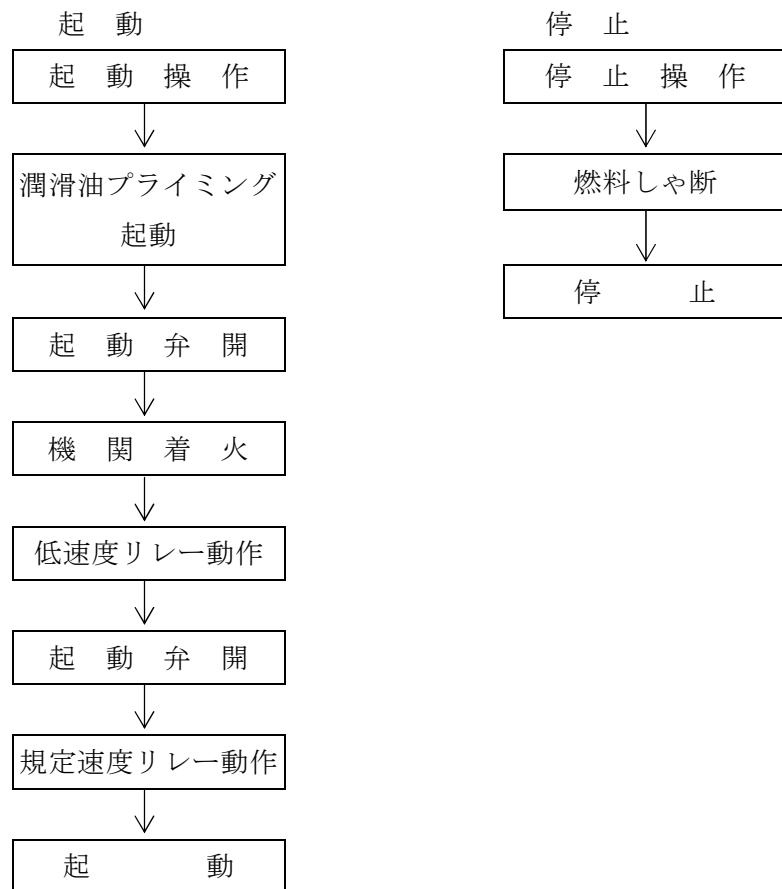
8. 運転概要

空気起動の場合下記を標準とする。

(1) 自動起動



(2) 手動起動



9. 試験、検査

試験、検査は、機械設備工事一般仕様書、JIS 等に基づいて行なう。

10. 据付

機械設備工事一般仕様書による。

11. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、一部はつり工及び孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

電気設備工事との区分は機器の据付まで本工事とし電気設備との取合いは機器の端子渡しとし、それ以降の配線接続は電気設備工事とする。

12. 標準付属品（1台につき）

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 冷却水ポンプ（機付） | 1台分 |
| (2) 潤滑油ポンプ（機付） | 1台分 |
| (3) 燃料噴射ポンプ | 1台分 |
| (4) 冷却水流水検視器（フローサイト） | 1台分 |
| (5) 冷却水流水繼電器（フローリレー） | 1台分 |
| (6) 点検歩廊（必要により設ける） | 1台分 |
| (7) 調速機 | 1台分 |
| (8) 機関基礎ボルト | 1台分 |
| (9) 燃料油こし器 | 1個 |
| (10) 潤滑油こし器 | 1個 |
| (11) 潤滑油プライミング装置 | 1個 |
| (12) ターニング装置 | 1個 |
| (13) 潤滑油冷却器 | 1個 |
| (14) 潤滑油圧力調整弁 | 1個 |
| (15) 回転計 | 1個 |
| (16) 冷却水圧力計 | 1個 |
| (17) 潤滑油圧力計 | 1個 |
| (18) 潤滑油圧力スイッチ | 1個 |
| (19) 給気圧力計（過給機付機関のみ） | 1個 |
| (20) 冷却水温度計（空冷は機関温度計） | 1式 |
| (21) 潤滑油温度計 | 1式 |
| (22) 排気温度計（各気筒に設けること） | 1式 |
| (23) 機関付属配管（可とう管含む） | 1式 |
| (24) 機関付属継手（弾性継手） | 1式 |
| (25) 保守点検用具（特殊工具含む） | 1式 |
| (26) ノズルテスタ | 1式 |
| (27) 燃料用積算流量計 | 1個 |
| (28) 燃料用積算流量計ストレーナ | 1個 |

13. その他付属品

- | | |
|------------------------|------|
| (1) ピストンリング | 1気筒分 |
| (2) オイルリング | 1気筒分 |
| (3) 吸気弁 | 1気筒分 |
| (4) 排気弁 | 1気筒分 |
| (5) 燃料噴射ポンプ用プランジャー、バレル | 1気筒分 |

(6) 同上 バネ	1 気筒分
(7) 吐出弁	1 気筒分
(8) 同上 バネ	1 気筒分
(9) 燃料噴射弁, ノズル	1 気筒分
(10) 同上 バネ	1 気筒分
(11) 燃料高圧管	1 台分
(12) 各種パッキン	1 式
(13) 起動用空気弁 (装備機関のみ)	1 気筒分
(14) その他必要なもの	1 式

3-4 No. 6 雨水ポンプ用吐出弁

1. 使用目的

本弁は、No. 6 雨水ポンプの吐出側に設け、雨水の止水を行うものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	電動バタフライ弁	二床式 短面間立軸形
(2) 口 径	ϕ 1,200mm	
(3) 使 用 壓 力	0.079MPa	参考
(4) 電 動 機 出 力	1.5kW	参考
(5) 周 波 数	60Hz	
(6) 電 圧	220V	
(7) 開 閉 時 間	75 秒以下	
(8) 電 動 機 定 格	15 分以上	
(9) 台 数	1 台	

3. 構造概要

本弁は、No. 6 雨水ポンプの吐出側に設け、雨水の止水に使用するもので、摩耗、腐食に耐え閉鎖時に漏水がなく異物等の噛込みの少ない構造とすること。

4. 製作条件

- (1) 流入水はスクリーンを通過し、砂等を除去した雨水とする。
- (2) 弁の操作は電動開閉式とする。
- (3) 機器の動荷重は既設動荷重 65kN 以内とすること。

5. 各部の構造

- (1) 弁本体は JWWA B 138 に準ずること。
- (2) 電動の場合の全開閉時間は、75 秒以下とする。
- (3) 電動機の回転は平歯車及びウォーム歯車により減速し、歯車は良質強靭なる材料を使用して製作し、効率よく確実に動力伝達を行うものとする。
- (4) 電動、手動切替装置を備え、手動操作の切替は人力にて簡単にでき、手動操作中は電動操作ができないよう電気回路を遮断する構造とする。また、電動時には手動ハンドルは回転しない構造とする。
- (5) 電動開閉機は全開、全閉リミットスイッチ及びトルクスイッチを設け、スペースヒータを内蔵すること。
- (6) 開度指示はダイヤル式とし、開度発信器（R/I 変換器内蔵形）を設ける。なお開度指示目盛は%表示とする。

開度速度は適当な速度を選定するものとする。

- (7) 減速機はグリス潤滑密閉形とする。
- (8) 電動機の仕様は、屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自冷形、15分定格以上、4P、ブレーキ無とする。

6. 使用材料

- (1) 弁箱、弁体 FC200 以上
- (2) 弁棒 SUS304
- (3) 弁座 クロロプレンゴム、硬質クロムメッキ（又は SUS304）

7. 運転・操作概要

(1) 電動開閉の場合

弁全開、全閉時はリミットスイッチによる停止を行う。ただし、異常トルク発生の場合はトルクスイッチにより電動機を停止するとともに、警報を発する。

(2) 手動開閉の場合

手動ハンドル付属の切替装置を手動にし、手動操作で弁開閉を行う。電源は同時にインターロックされる。

8. 試験、検査

本弁の検査は機械設備工事一般仕様書に基づいて行なうものとし、製作工場にて組立完了後、JWWA B-138 に準拠した試験を行う。

9. 塗装

機械設備工事一般仕様書による。

10. 据付

機械設備工事一般仕様書による。

11. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、一部はつり工及び孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

開度発信器、リミットスイッチ、集合端子箱又は接点箱は二次側の配線とともに本工事に含む。

なお、それ以降（一次側）の配線接続及び受信器は電気設備工事とする。

12. 標準付属品（1台につき）

- (1) 基礎ボルト・ナット 1式
- (2) その他必要なもの 1式

3-5 No. 6 雨水ポンプ用逆流防止弁

1. 使用目的

本弁は、No. 6 雨水ポンプの吐出し管端に設け、ポンプ停止の場合の逆流を防止するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	フラップ弁	
(2) 口 径	φ 1,500mm	
(3) 台 数	1 台	

3. 構造概要

本弁は、No. 6雨水ポンプの吐出し管端に取付け、ポンプが停止した場合に逆流防止を行うものとする。

4. 製作条件

ポンプ停止時の水の逆流を防止するため、強い衝撃に耐える堅ろうな構造とし、腐食・摩耗に耐えるよう肉厚を十分考慮すること。またポンプ運転時の損失を極力少なくするものとし、衝撃緩和のため弁を分割してもよい。設計水深は、10mとする。

5. 各部の構造

本弁は、スイング式構造とし、ケーシング、弁体は、ステンレス鋼板製で、腐食及び摩耗を考慮すること。

6. 使用材料

弁 体	SUS304
ケーシング	SUS304
ビ ン	SUS304

7. 試験、検査

本弁の検査は外観寸法検査を行うものとする。

8. 据 付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行う。その他については機械設備工事一般仕様書による。

3-6 No. 6 雨水ポンプ用消音器

1. 使用目的

本器は、No. 6 雨水ポンプ用原動機の排気音を消音するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	横型鋼板製円筒形	1段消音
(2) 騒 音	75dB(A)	(消音器出口 1m にて)
(3) 数 量	1 台	

3. 各部の構造

- (1) 横型鋼板製円筒形とする。
- (2) 鋼板製(厚 6mm 以上)とする。
- (3) ドレン管、掃除口、その他必要な装置を具備させるものとする。

4. 使用材料

- (1) 本体 SS400

5. 標準付属品 (1組につき)

- (1) 取付金具 1式
- (2) 保温 (ロックウール保温材 厚50mm カラー亜鉛鉄板) 1式
- (3) 伸縮継手 1式
- (4) その他必要なもの 1式

3-7 No. 6 原動機用ラジエータ

1. 使用目的

本機は、吐出水槽横に設け、No. 6 雨水ポンプ用原動機の冷却に使用するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	静音形別置ラジエータ	
(2) 機 関 出 力	520kW	
(3) 騒 音 値	65dB	排風出口 1m にて
(4) 電 動 機 出 力	5.5kW	参考
(5) 周 波 数	60Hz	
(6) 電 壓	220V	
(7) 台 数	1台	

3. 各部の構造

- (1) 電動ファン(AC220V×60Hz)による冷却とする。
- (2) 膨張タンク、空気抜きバルブ、その他装置を必要に応じ具備させるものとする。

4. 使用材料

- (1) 本体 亜鉛メッキ鋼板
- (2) 熱交換器 メーカー標準

5. 試験、検査

試験、検査は、材料検査、外観寸法検査を行い、検査成績書を提出すること。

6. 塗 装

一般事項については機械設備工事一般仕様書に準拠すること。

7. 据 付

据付にあたっては、機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとする。

ラジエータの据付高さは浸水深を考慮した高さとすること。

8. 標準付属品

- (1) 基礎ボルト・ナット 1式
- (2) 膨張タンク (必要により) 1式
- (3) 冷却水出入口管 1式
- (4) 水温計 1式
- (5) 設置脚 (SS400) 1式
- (6) その他必要なもの 1式

3-8 No.6 原動機始動用空気槽

1. 仕様目的

本空気槽は圧縮空気を貯留し、内燃機関の始動用に使用するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	鋼板製立形円筒槽	
(2) 容量	200L×2本（内1本予備）	
(3) 貯留圧力	2.94MPa	
(4) 台数	1組（2本／組）	

3. 製作条件

第2種圧力容器となるので関連法規に適合した製品であること。

4. 構造

- (1) 立置円筒式とする。
- (2) 本槽には、空気出入管取付座、圧力計取付座、ドレン管取付座、その他必要な装置を具備させるものとする。

5. 使用材料

本体 SS400

6. 付属品（1組につき）

圧力計	1式
安全弁	1式
圧力スイッチ	1式
ドレン管、および弁	1式
機器周り小配管	1式
その他必要なもの	1式

7. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、一部はつり工及び孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

電気設備との取合いは機器の端子渡しとし、それ以降の配線接続は電気工事とする。

3-9 No. 6 雨水ポンプ用排気ファン

1. 仕様目的

本排気ファンはポンプ稼働時にポンプ室内の排気用に使用するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	有圧換気扇	
(2) 排 気 量	201 m ³ /min	参考
(3) 電 動 機 出 力	1.5 kW	参考
(4) 電 源	220 V×60 Hz	
(5) 台 数	1 台	

3. 製作条件

既設窓を撤去の上、据付を行うため既設窓枠（窓 1 枚約 1,000×1000）に据付可能な寸法であること。

4. 構造

- (1) 防錆型とする。
- (2) 本換気扇には、風圧式シャッターを具備させるものとする。
- (3) 雨水ポンプ稼働と連動運転を可能とすること。

5. 使用材料

メーカー標準とする

6. 付属品

風圧式シャッター	1 式
取付用パネル	1 式
ウェザーカバー	1 式
防鳥網	1 式
その他必要なもの	1 式

7. 特記事項

既設建築動力設備(4)盤より、ポンプとの連動運転指令を受け稼働を行うものとする。

電気設備との取合いは機器の端子渡しとし、それ以降の配線接続は電気工事とする。

3-10 No.6 雨水ポンプ用給気ガラリ

1. 仕様目的

ガラリはポンプ稼働時にポンプ室内の給気用に使用するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	防水型ガラリ	
(2) 給気量	362 m³/min	参考
(3) 給気方法	自然給気	

3. 製作条件

今回原動機の出力上昇に伴い、既設給気設備では給気風量の不足が生じるため、既設窓を撤去の上、新たに自然給気式防水型ガラリを設置するものである。。

4. 構造

(1) 防水型とする。

5. 使用材料

アルミ製とする

6. 付属品

取付用パネル 1式

その他必要なもの 1式

第4章 複合工

4-1 鋼製加工品

(1) 鋼製加工品仕様および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主寸法	材 質	数量	備 考
1	No.6 雨水ポンプ用 減速機開口蓋	ポンプ室	図面による	グレーチング	1 式	
2	No.6 雨水ポンプ用 吐出弁開閉架台	ポンプ室	"	SS グレーチング	1 式	
3	消音機架台	ポンプ室	"	SS	1 式	
4	渦流防止板	吸水槽	"	SUS	1 式	
5	原動機用ラジエー タ点検架台	屋外	"	SS グレーチング	1 式	

(2) 鋼製加工品について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

SS及びグレーチングは溶融亜鉛メッキ仕上げとする。

(3) 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。
- 3) No. 6 雨水ポンプ渦流防止用にポンプ井底部に設置を行う。
- 4) No. 6 雨水ポンプについて流体解析等を行い、本設備を設置せずとも渦流が発生しない場合は、不要としてよい。ただし、その場合においては減額対象として変更設計を行うものとする。
- 5) ラジエータ上部のファン等が点検可能な高さの点検歩廊を据え付けること。

4-2 基礎工

(1) 基礎工仕様および施工範囲

番号	名 称	施工場所	主寸法	数量	備 考
1	No. 6 雨水ポンプ基礎	ポンプ配管室	図面による	1 式	
2	No.6 雨水ポンプ用吐出弁基礎	ポンプ配管室	"	1 式	
3	No.6 雨水ポンプ用吐出弁開閉架台基礎	ポンプ室	"	1 式	
4	No.6 雨水ポンプ用原動機基礎	ポンプ室	"	1 式	
5	No. 6 雨水ポンプ吐出管基礎	ポンプ配管室	"	1 式	
6	No.6 原動機用ジエータ基礎	屋外	"	1 式	
7	No.6 原動機用空気槽基礎	ポンプ室	"	1 式	
8	掘削	屋外	"	1 式	
9	コア抜き	屋内	"	1 式	

(2) 基礎施工について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

(3) 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。
- 3) 機器改築に関わるコンクリートのはり、復旧は本工事に含む。
- 4) コア抜きは、躯体の鉄筋を切断しないよう、施工すること。

4-3 配管

(1)配管仕様および施工範囲

番号	配管名	材質	口 径 (A、φ)	施工範囲 (～)	備考
1	雨水ポンプ吐出管	DCIP	φ 1,200	No. 6 雨水ポンプ ～No. 6 雨水ポンプ用吐出弁	ルーズフ ランジ付
2	排気管	SGP SUS	300A	No. 6 雨水ポンプ用原動機 ～ポンプ棟屋上	端部に防 鳥網設置
3	冷却水管	SUS	100A	No. 6 原動機ラジエータ ～No. 6 雨水ポンプ用原動機	
4	冷却水戻り管	SUS	100A	No. 6 雨水ポンプ用原動機 ～No. 6 原動機ラジエータ	
5	燃料注入管	SGP	25A、40A	既設燃料注入管取合 ～No. 6 雨水ポンプ用原動機	
6	空気管	SUS CuT	φ 15, 25A	No. 6 雨水ポンプ用原動機始動 用空気槽 ～No. 6 雨水ポンプ用原動機	

(2)配管施工について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

(3)特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。
- 3) 冷却水管及び冷却水戻り管の埋設部分は、電蝕対策テープを巻きつけるものとする。
- 4) 今回更新を行わない既設 No. 6 雨水ポンプ吐出弁取合～No. 6 雨水ポンプ用逆流防止弁取合間の鋳鉄管は、内面再塗装（ビニルエステル樹脂系防食）を行うこと。
- 5) 冷却水配管には冷却水を交換できるようにドレン口（バルブ共）を据え付けること
- 6) 冷却水管、冷却水戻り管に関しては、No.5 雨水ポンプ設備更新時において T 字管を設けているためそれぞれ接続し、バイパスを設けること。
- 7) 排気管屋内分は、ロックウール保温材 厚 50mm カラー亜鉛鉄板にて保温を施すこと。

4-4 納排氣設備

(1) 納排氣設備仕様および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主寸法	数量	備 考
1	No. 6 雨水ポンプ用排氣 ファン	ポンプ室	図面による	1 式	3-9 参照
2	No. 6 雨水ポンプ用給氣 ガラリ	ポンプ室	"	1 式	3-10 参照

(2) 納排氣設備施工について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

(3) 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

第5章 撤去工

5-1 撤去機器

(1) No. 6雨水ポンプ

項目	仕様	備考
(1) 型式	立軸斜流ポンプ	先行待機型
(2) ポンプ口径	φ 1,200mm	
(3) 吐出量	200m³/min	
(4) 全揚程	7m	
(5) 台数	1台	

*先行待機用気水切替弁を含む。

(2) No. 6雨水ポンプ用減速機

項目	仕様	備考
(1) 型式	ベベル歯車減速機	
(2) 電動機出力	1.5kW	起動用 潤滑油ポンプ
(3) 台数	1台	

(3) No. 6雨水ポンプ用原動機

項目	仕様	備考
(1) 型式	ディーゼル機関	
(2) 定格出力	480PS	
(3) 台数	1台	

(4) No. 6雨水ポンプ用吐出弁

項目	仕様	備考
(1) 型式	電動バタフライ弁	
(2) 口径	φ 1,200mm	
(3) 電動機出力	1.5kW	
(4) 台数	1台	

(5) No. 6 雨水ポンプ用逆流防止弁

項目	仕様	備考
(1) 型式	フラップ弁	
(2) 口径	φ 1,500mm	
(3) 台数	1台	

(6) No. 6 雨水ポンプ用原動機始動用空気槽

項目	仕様	備考
(1) 型式	鋼板製立形円筒槽	
(2) 容量	2000ℓ×2本	
(3) 台数	1組	

(7) No. 6 雨水ポンプ用消音器

項目	仕様	備考
(1) 型式	4サイクルディーゼルエンジン用	
(2) 寸法	直径 420mm×長さ 1220mm	
(3) 台数	1台	

5-2 撤去鋼製加工品

(1) 撤去鋼製加工品仕様および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主寸法	材 質	数量	備 考
1	No. 6 雨水ポンプ用 点検架台	ポンプ配管室	図面による	SS	1 式	
2	No. 6 雨水ポンプ用 減速機開口蓋	ポンプ室	"	SS グレーチング	1 式	受枠共
3	No. 6 雨水ポンプ用 吐出弁開閉架台	ポンプ室	"	SS グレーチング	1 式	開口蓋、受枠共

(2) 撤去鋼製加工品について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

(3) 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

5-3 撤去基礎工

(1) 撤去基礎工および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主寸法	数量	備 考
1	No. 6 雨水ポンプ基礎	ポンプ配管室	図面による	1 式	
2	No. 6 雨水ポンプ用吐出弁基礎	ポンプ配管室	"	1 式	
3	No.6 雨水ポンプ用原動機基礎	ポンプ室	"	1 式	
4	No. 6 雨水ポンプ吐出管基礎	ポンプ配管室	"	1 式	
5	No.6 雨水ポンプ用空気槽基礎	ポンプ室	"	1 式	
6	空気配管埋設部	ポンプ室	"	1 式	撤去後埋戻し

(2) 撤去基礎工について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

(3) 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

5-4 撤去配管

(1) 撤去配管および施工範囲

番号	配管名	材質	口 径 (A、φ)	施工範囲 (～)	備 考
1	雨水ポンプ吐出管	DCIP	φ 1,200	No. 6 雨水ポンプ ～No. 6 雨水ポンプ吐出弁	
2	排気管	SGP	250A	No. 6 雨水ポンプ用原動機 ～煙道（既設配管取合）	撤去後フ ランジ蓋 で閉塞
3	水位計配管	SGP	150A	ポンプ配管室	撤去後フ ランジ蓋 で閉塞
4	冷却水管	SGPW	50A	既設冷却水管取合 ～No. 6 雨水ポンプ用原動機	
5	冷却・潤滑水管	SGPW	32A	既設冷却・潤滑水管取合 ～No. 6 雨水ポンプ、 No. 6 雨水ポンプ用減速機	
6	冷却水戻り管	SGPW	50A	No. 6 雨水ポンプ用原動機 ～既設冷却水戻り管取合	
7	燃料注入管	SGP	25A、40A	既設燃料注入管取合 ～No. 6 雨水ポンプ用原動機	
8	空気配管	STPG	32A	No. 6 雨水ポンプ用原動機始 動用空気槽 ～No. 6 雨水ポンプ用原動機	

(2) 撤去配管について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

(3) 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。
- 3) 排気管撤去に関しては、既設保温も含む。

第6章 工事仕様

第1節 工事施工

- (1) 工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、現地の把握に努めると共に他工事等とも協力し、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付の上、所定の配線配管工事を行うものとする。
- (2) 工事施工にあたっては、機械的、電気的に安全かつ耐久性にとみ、保守点検が容易なように施工するものとする。
- (3) 本工事に必要とする仮設設備・仮設工事は本工事の範囲とする。
- (4) 本工事施工後のポンプ場の清掃を行うこと。
- (5) 本工事を施工するために必要な建設機械その他機器の搬出入は、本工事の範囲とする。
- (6) 本仕様書等で明らかでない部分は、打ち合わせによるものとする。

第2節 工事範囲

1. 既設機器等の撤去
2. 機器の製作・据付
3. 複合工等工事他
4. 検査・試験
5. 試運転・調整
6. その他必要事項

第3節 位置の決定

機器の据付け及び配管経路及び配線経路の詳細な位置の決定については打ち合わせの上、承諾図にて決定する。

第4節 特記事項

1. 現場工事は、降雨の少ない冬季（11月以降）に行なうこと。
2. 橋北ポンプ場は工事期間中であっても排水運転を優先することがある。十分に運転員と調整し、工事期間中であっても突然の降雨に対応すること。
3. 現場は、隣接地公園と接近していることから、防護、防音その他の配慮、調整は受注者の責任において実施すること。
4. 危険物施設の諸申請、検査受験等は受注者が代行するものとする。その場合における手数料等の費用一切は受注者の負担とする。
5. 吸水槽内での作業は、出来る限り短時間で済むように陸上で成形した製品を搬入し据付ける等の対策を図ること。

吸水槽内での作業中は、水中ポンプ等で吸水槽、雨水沈砂池の排水を必要に応じ行うこと。その際、沈砂池 1 水路分の角落しは橋北ポンプ場内に有り、必要ならば使用してよい。

6. 配管貫通部は、躯体内部の鉄筋を切断しないように注意して孔明けし、鉄筋を避けて配管を埋め込むものとする。
7. 原動機等、機器に従属される一般機器の塗装仕様は主体となる機器の仕様に準ずること。
8. DCIP の内面は、エポキシ樹脂粉体塗装を施すこと。既設流用とする No. 6 雨水ポンプ吐出管の埋設管も No. 6 雨水ポンプ用逆流防止弁の更新に合わせ、内面ビニルエステル樹脂系防食を現地で行うこと。防食施工中は、吐出井からの逆流を防止するために、塗装を施した鉄板製止水蓋を設置すること。
その止水蓋は橋北ポンプ場内にあるものを使用してもよい。
9. 既設エンジン、既設エンジン排気管には石綿が含有されているため各種申請書類作成及び提出のうえ、石綿障害予防規則等に則った仮設をし、撤去を行うこと。
併せて、撤去石綿含有断熱材を適切に処理すること。
10. 配管埋設部においては、埋戻し時に埋設表示シート及び埋設標を設置すること。
11. 1 年目は機器の製作を行う。特にNo. 6 雨水ポンプ、No. 6 雨水ポンプ用原動機を製作を行うこと。また他の機器に関しては 1 年目に製作が完了しなくとも機器の承諾図は年度末には提出を完了させること。
12. 別途発注の関連工事として、令和 2 年度に電気設備工事が同時期に並行して施工される予定であり、その場合は、当該工事の受注業者間における工程管理、安全管理、周辺環境対策等の連絡、調整等を目的とした安全協議会を設置すること等により、連絡、調整体制を確立し、受注業者が相互に協力し、安全かつ効率的な施工ができるよう配慮すること。また改造検討を行う上で必要な負荷リスト、接点リスト及び運転シーケンス等は初年度中に纏め提出すること。
13. 異種金属接合部に電食対策を施すこと。
14. 本工事の施工に伴い発生する次の費用は本工事に含む。

・コンクリート殻運搬・処分	1 式
・アスファルト殻運搬・処分	1 式
・石綿含有保溫材運搬・処分	1 式
15. 本工事の施工上必要となる次の費用は本工事に含む。
 - 1) 涡流防止板据付

・ポンプ井水替ポンプ据付・撤去	1 式
・ポンプ運転(作業時排水)	1 式

- 2) 逆流防止弁据付・撤去
- ・吐出水槽水替ポンプ据付・撤去 1式
 - ・ポンプ運転(作業時排水) 1式